

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.1 平成25年度の保険料率について

平成25年度の保険料率は、これまでと変わりません

後期高齢者医療制度は、加入者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方などを高齢者の方を含めた社会全体で支えている制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、後期高齢者医療制度の運営や皆さんへの療養費などを支払うための大切な医療費の財源となります。

保険料 (年額) 限度額55万円	=	均等割額 1人当たり 35,300円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 所得割率7.15%
-------------------------------	---	---------------------------------	---	--

保険料は、加入者が等しく負担する『均等割額』と、加入者の所得に応じて決まる『所得割額』の合計となります。

平成25年度の保険料率は、平成24年度と同じく『均等割額』が1人当たり35,300円、『所得割率』が7.15%となります。

平成25年度の保険料については、7月中旬に加入者の皆さんにお知らせします。

保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

◎所得の低い方への軽減

平成24年中の所得状況に応じて、保険料が軽減されます。

【均等割額の軽減】…世帯の所得状況に応じて『均等割額』が軽減されます。
軽減割合は、同一世帯内の加入者および世帯主（加入者でない方も含む）の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の加入者および世帯主の所得の合計金額	軽減後の均等割額(年額)
9割軽減	33万円以下かつ 加入者全員が年金収入80万円以下(他に所得がない)の世帯	3,530円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	5,295円
5割軽減	33万円+ (世帯主を除く加入者数×24万5千円)以下の世帯	17,650円
2割軽減	33万円+ (加入者数×35万円)以下の世帯	28,240円

※軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除15万円(65歳以上のみ) = 年金所得

【所得割額の軽減】…個人の所得状況に応じて『所得割額』が軽減されます。
軽減割合は、加入者個人の所得金額をもとに、下表の基準により判定します。

軽減対象判定基準

所得割額軽減割合	加入者本人の所得金額
5割軽減	保険料算定のもととなる所得金額（総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額）が58万円以下（年金収入のみの場合は、年額211万円以下）

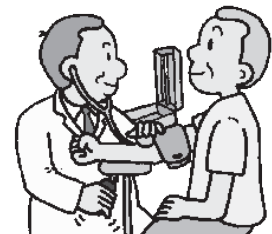
◎制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度に加入された時から、保険料が軽減されます。（市町村国保や国保組合などの被保険者の方は対象となりません）

軽減内容	
均等割額	所得割額
9割軽減（軽減後の年額3,500円）	かかりません

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ

人間ドック健診費用助成のお知らせ



村では、平成25年度から後期高齢者医療制度の被保険者の方が人間ドックを受診した際の費用の一部を助成します。

- ◇対象 関川村に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者で保険料を滞納していない方（75歳以上の方、65歳以上で障がい認定を受けている方）
- ◇助成額 1人につき当該年度1回1万円を上限
- ◇助成期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの受診
- ◇申込方法 申込書に必要事項を記入してご提出ください。

◇健診機関

下越総合健康開発センター(新発田市)
健康医学予防協会(新潟市)
新潟県健康管理協会(新潟市)
新潟県労働衛生医学協会(新潟市)
みどり病院(新潟市)
村上総合病院(村上市)

- ◇問い合わせ・申し込み先
住民福祉課福祉保険班
☎64-1471